

コミュニメール通知運用の整理について

平素より兵庫教区運営にご協力賜り、誠にありがとうございます。教区内寺院の皆様のご理解とご協力により、コミュニメール登録寺院が増加してまいりました。これに伴い、通知内容の整理を下記の通り行いましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 通知の基本方針

- 登録寺院への通知は、**教務所長が公的に伝えるべき事項に限定**します。
- 組長には、上記に加えて**組長に対して公的に伝えるべき事項**も通知します。

2. 通知対象となる内容

- 宗派・教区としての**公式決定事項**
- 教務所長名で全寺院へ伝達が必要な事項
- 全寺院が対象となる**研修会・講演会・行事等の案内**
- 寺院から依頼があった場合の**訃報**
- 告示

3. 訃報および弔電の取り扱い

- 訃報通知の送付先は、**組長および弔電差出人(宗会議員・教区会議長・組長会長)**とします。
- 組長への組内周知依頼は**行いません**。
- 訃報依頼があった場合のみ、教務所が弔電を手配します(※衆徒は対象外)。

4. 告示の取り扱い

- 告示は、**教務所(神戸別院内)掲示板への掲示をもって成立**します。
- 通知先は**組長のみ**とし、組内周知依頼は**行いません**。

以上